

県内業者用

宮崎県内に建設業法上の本店（主たる営業所）がある申請者の方
宮崎県知事許可・国土交通大臣許可を問わない

入札参加資格審査申請の手引き

（建設工事）

令和4・5年度**定期**認定分

（令和**4**年**4**月1日認定）

宮崎県県土整備部管理課

I 提出手続

1 対象業者

(1) 知事許可業者

宮崎県知事許可を受けた建設業者

(2) 大臣本店許可業者

国土交通大臣許可を受けた建設業者のうち、宮崎県内に主たる営業所（本店）を置く者

※ 建設業法上の営業所とは

本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所を指すが、具体的には建設業許可申請書別紙二(1)・(2)に記載する営業所のことをいう。入札参加資格審査の申請の前に、必ず許可申請書別紙二の営業所を確認してください。

2 受付期間及び受付場所

(1) 宮崎県知事許可業者

期間：令和3年10月1日（金）から令和3年11月1日（月）まで

場所：本店所在地を管轄する各土木事務所又は西臼杵支庁の総務課

(2) 大臣許可業者

期間：令和3年10月1日（金）から令和3年11月1日（月）まで

場所：県土整備部管理課（宮崎県庁防災庁舎9階）

※ 受付場所へ持参又は郵送してください。

※ 持参の場合は受付場所の開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

3 認定の時期、有効期間

(1) 資格認定日

令和4年4月1日

(2) 有効期間

令和4年4月1日～令和6年3月31日（2年間）

4 提出書類について

(1) 申請する業種に格付け5業種（土木、建築、電気、管、舗装）を含む者

提出書類；○（必須）、●（必須）、△（該当する場合のみ提出）、▲（該当する場合のみ提出）

（※P6 書類一覧参照）

(2) 格付け5業種の申請をしない者

提出書類；○（必須）、△（該当する場合のみ提出）

【注意事項】

(注1) 総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）1期分

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの間に審査基準日が属するもの

※申請書の提出時点で総合評定値通知書がない場合

- ①各土木事務所・西臼杵支庁（大臣許可業者は管理課）に提出した経営事項審査の申請書（受付印のあるものに限る）の1枚目の写しを提出
 - ②基準決算日（R2.8.1～R3.7.31にある決算日）以前、1年間の保険料等の完納を証する書類を提出
 - ③令和4年2月28日までに総合評定値通知書を提出
- ①～③のうち一つでも満たさないものがある場合には、資格を認定しません。

※建設業許可の業種追加を申請し、許可を得ている場合であっても、当該業種について、審査基準日が上記対象期間内に属する経審結果通知を得ていなければ申請することができません。

※法人の新設、合併時等の取扱いはお問い合わせください。

(注2) 県税納税証明書

宮崎県税の個人県民税及び地方消費税を除く全税目の徴収金（本税のほか、延滞金等を含む。）及び地方法人特別税について未納がない旨の証明を受けること。（他都道府県の納税証明書は不要）
 なお、証明年月日が令和3年7月1日以降のものに限る。証明書は写しの提出でもよい。

(注3) 消費税及び地方消費税納税証明書（その3関係）

消費税及び地方消費税に未納がない旨の証明を受けること。

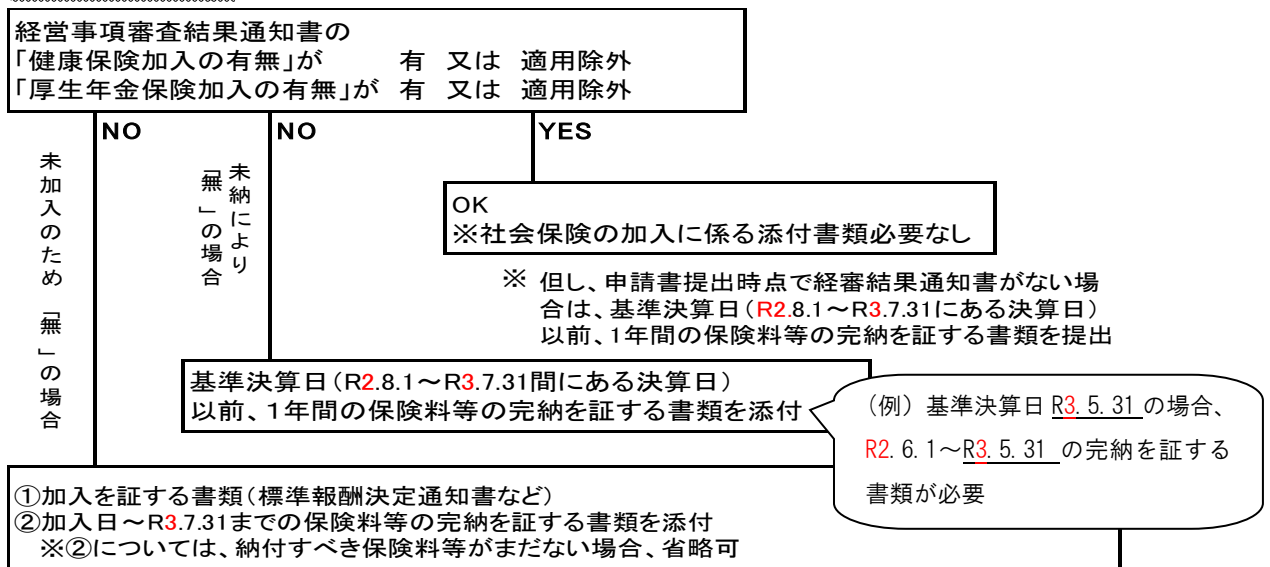
なお、証明年月日が令和3年7月1日以降のものに限る。証明書は写しの提出でもよい。

（※証明書は、「その3」関係のみ受け付けます。その3の2、その3の3でも可です。その1、その2、その4では受け付けません。）

(注4) 社会保険完納証明書等

経営事項審査の(4)その他の審査項目（社会性等）の健康保険加入及び厚生年金保険加入のいずれかが「無」になっている場合、下表に従い社会保険料の完納証明等の書類を提出すること。証明書は写しの提出でもよい。

※経営事項審査結果通知書提出で健康保険及び厚生年金保険加入「有」又は「適用除外」の場合は不要。

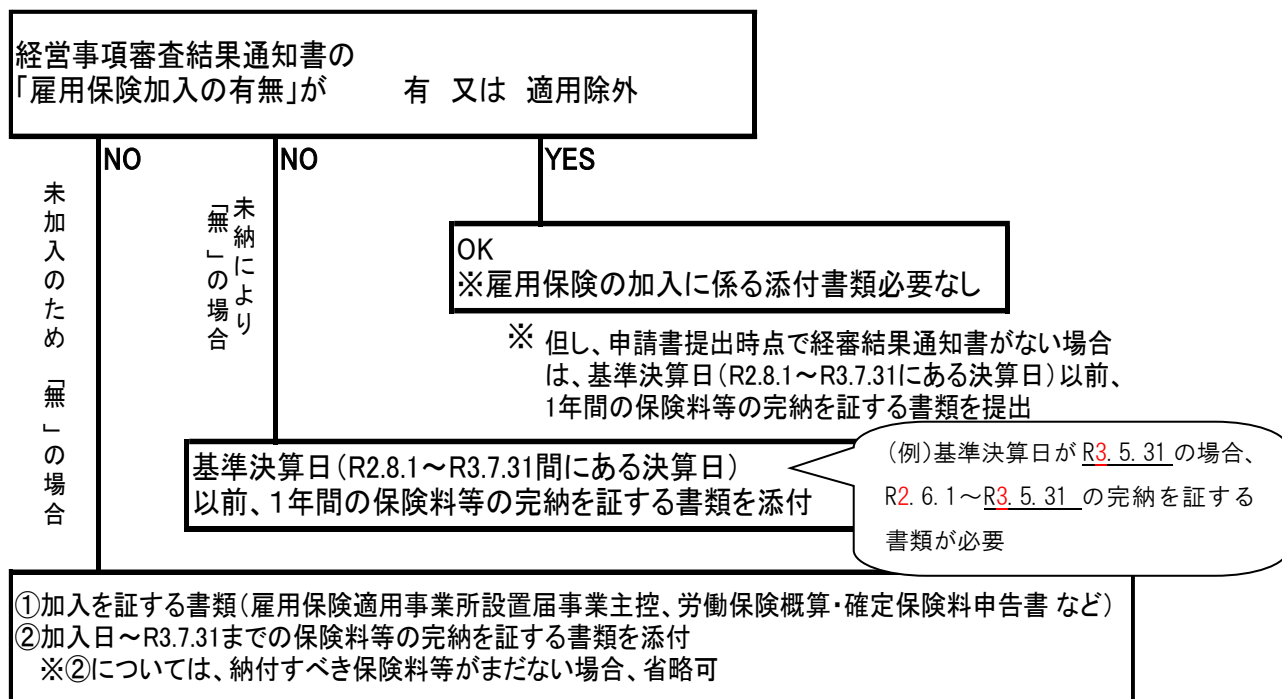


(注5) 雇用保険完納証明書等

雇用保険は加入のみではなく、保険料の完納が申請要件です。(加入義務のない者を除く。)

※雇用保険に加入義務があるのは、従業員(法人事業所では役員を除く、個人事業所では専従者等の同居親族等を除く)を1人でも雇用する事業所となります。

雇用保険の加入状況等を確認するために必要な書類は、下記のとおり、加入時期等によって異なりますので、御注意ください。※証明書は写しの提出でもよい。



※下記に該当する方の申請は受け付けることができません。

- 社会保険に加入義務がありながら未加入
- 社会保険に加入しているが一定期間内の保険料等に未納がある
- 雇用保険に加入義務がありながら未加入
- 雇用保険に加入しているが一定期間内の保険料等に未納がある

社会保険に加入義務があるのは、法人及び従業員が5人以上の個人事業所となります。

また、雇用保険に加入義務があるのは、従業員(法人事業所では役員を除く、個人事業所では専従者等の同居親族等を除く)を1人でも雇用する事業所となります。

(注6) 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書

従業員から特別徴収して納付した個人住民税の領収証書の写しを添付すること。領収証書がない場合は、次の内容について主たる営業所が所在する市町村から確認を受けること。(様式第19号)

- 特別徴収を実施しているが領収証書がない場合・・・実施確認
- 特別徴収の対象者となる従業員等がない場合・・・特別徴収対象者がいない確認
- 特別徴収を実施していない場合・・・今後は特別徴収を開始することについての誓約

(注7) 新型コロナウイルス感染症等の影響により税などの徴収猶予等を受けた場合

新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、当面の間、その影響を受けたことにより、県税・国税、社会保険料及び雇用保険料の支払について猶予を受けている場合は、そのことを示す許可通知書等の提出があれば、未納として取り扱わず、申請を可能とします。

- 消費税及び地方消費税・・・納税の猶予許可通知書
※該当条項に新型コロナウイルス臨時特例法による猶予であることが記載されており、
猶予期間が満了していないものに限る
- 県税・・・徴収猶予許可通知書
- 社会保険料及び労働保険料等・・・納付の猶予（特例）許可通知書

(注8) 業態調書（資本関係・人的関係にある企業情報に関する調書）

以下の1から3までの関係に該当する者の有無について「業態調書」を提出すること。記入に当たっては、別添「業態調書の記入に当たっての留意事項」を参照すること。

1 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 親会社と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3 その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(注9) それぞれの内容に関するお問合せ

項目	問合せ先																
エコアクション21	(公財)宮崎県環境科学協会 TEL 0985(51)2077																
建設業労働災害防止協会への加入証明の取得	建設業労働災害防止協会宮崎県支部 TEL 0985(20)8610																
育児又は介護休業制度関係	【就業規則の作成・届出に関する事】 所轄の労働基準監督署(宮崎・延岡・都城・日南) 【育児・介護休業制度の規定内容等に関する事】 宮崎労働局雇用環境・均等室 TEL 0985(38)8821																
県税納税証明の取得	各県税・総務事務所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮崎県税・総務事務所</td> <td>0985-26-7271</td> </tr> <tr> <td>日南県税・総務事務所</td> <td>0987-23-3771</td> </tr> <tr> <td>都城県税・総務事務所</td> <td>0986-23-4516</td> </tr> <tr> <td>小林県税・総務事務所</td> <td>0984-23-3194</td> </tr> <tr> <td>高鍋県税・総務事務所</td> <td>0983-23-0213</td> </tr> <tr> <td>日向県税・総務事務所</td> <td>0982-52-4148</td> </tr> <tr> <td>延岡県税・総務事務所</td> <td>0982-35-1811</td> </tr> </tbody> </table>	名称	電話番号	宮崎県税・総務事務所	0985-26-7271	日南県税・総務事務所	0987-23-3771	都城県税・総務事務所	0986-23-4516	小林県税・総務事務所	0984-23-3194	高鍋県税・総務事務所	0983-23-0213	日向県税・総務事務所	0982-52-4148	延岡県税・総務事務所	0982-35-1811
名称	電話番号																
宮崎県税・総務事務所	0985-26-7271																
日南県税・総務事務所	0987-23-3771																
都城県税・総務事務所	0986-23-4516																
小林県税・総務事務所	0984-23-3194																
高鍋県税・総務事務所	0983-23-0213																
日向県税・総務事務所	0982-52-4148																
延岡県税・総務事務所	0982-35-1811																
消費税及び地方消費税証明の取得	最寄りの税務署 <table border="1"> <thead> <tr> <th>税務署名</th> <th>電話番号</th> <th>税務署名</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮崎</td> <td>0985-29-2151</td> <td>日南</td> <td>0987-22-3671</td> </tr> <tr> <td>都城</td> <td>0986-22-4377</td> <td>小林</td> <td>0984-23-3126</td> </tr> <tr> <td>高鍋</td> <td>0983-22-1373</td> <td>延岡</td> <td>0982-32-3301</td> </tr> </tbody> </table>	税務署名	電話番号	税務署名	電話番号	宮崎	0985-29-2151	日南	0987-22-3671	都城	0986-22-4377	小林	0984-23-3126	高鍋	0983-22-1373	延岡	0982-32-3301
税務署名	電話番号	税務署名	電話番号														
宮崎	0985-29-2151	日南	0987-22-3671														
都城	0986-22-4377	小林	0984-23-3126														
高鍋	0983-22-1373	延岡	0982-32-3301														
社会保険完納証明書の取得	日本年金機構・各年金事務所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮崎年金事務所</td> <td>0985-52-2111</td> </tr> <tr> <td>都城年金事務所</td> <td>0986-23-2571</td> </tr> <tr> <td>高鍋年金事務所</td> <td>0983-23-5111</td> </tr> <tr> <td>延岡年金事務所</td> <td>0982-21-5424</td> </tr> </tbody> </table>	名称	電話番号	宮崎年金事務所	0985-52-2111	都城年金事務所	0986-23-2571	高鍋年金事務所	0983-23-5111	延岡年金事務所	0982-21-5424						
名称	電話番号																
宮崎年金事務所	0985-52-2111																
都城年金事務所	0986-23-2571																
高鍋年金事務所	0983-23-5111																
延岡年金事務所	0982-21-5424																
個人住民税の特別徴収に関する事	各市町村の個人住民税担当課																
障がい者の雇用に関する事	最寄りのハローワーク																
建設キャリアアップシステム(CCUS)に関する事	建設キャリアアップシステムHP (https://www.ccus.jp/)																

【書類一覧】

ID	書類の名称	知事	大臣本店	
①	入札参加資格審査申請書（第1号）	○	○	
②	営業所一覧表（第3-2号）	○	○	
③	提出書類総括表（第4-1号）	○	○	
	技術等評価数値確認総括表（第4-2号）	●	●	
	（添付書類）	エコアクション21認証・登録証の写し	▲	▲
		建災防加入証明書の原本	▲	▲
建設機材の契約書・特定自主検査記録表の写し		▲	▲	
④	県工事の工事成績（第5-1～5号）	▲	▲	
	（添付書類）	工事1件ごとの契約書のうち当初契約金額が明記された部分の写し	▲	▲
⑤	技術者在籍状況報告書（第6-1号）	▲	▲	
	（添付書類）	合格証明書・資格者証の写し（監理技術者資格者証及び同講習修了証含む）	▲	▲
		実務経験者名簿（経営事項審査用）※該当者有りの場合のみ	▲	▲
⑥	若年者雇用状況・不当要求防止責任者講習受講報告書（第6-2号）	▲	▲	
	（添付書類）	健康保険被保険者証の写し、源泉徴収票の控え	▲	▲
		雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）	▲	▲
⑦	研修会等受講確認書の原本（第7号）又は受講修了証の写し	▲	▲	
	（添付書類）	健康保険被保険者証の写し、源泉徴収票の控え	▲	▲
⑧	障がい者の雇用に関する報告書（第8号）	▲	▲	
	（添付書類）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し	▲	▲
		健康保険被保険者証の写し、源泉徴収票の控え	▲	▲
⑨	表彰受賞経歴報告書（第9号）	▲	▲	
	（添付書類）	表彰状の写し	▲	▲
⑩	働き方改革及び生産性向上への取組状況報告書（第10号）	▲	▲	
	（添付書類）	週休2日工事実施証明書（発注機関が発行したもの）	▲	▲
		就業規則の写し	▲	▲
		建設キャリアアップシステムの事業者登録の完了メール写し又は事業者登録完了のお知らせ（ハガキ）等	▲	▲
⑪	地域貢献活動状況報告書（第11号）	▲	▲	
	（添付書類）	地域貢献活動参加確認書の原本（第12号）	▲	▲
		子ども110番・おたすけハウスへの協力状況について（第13号）	▲	▲
		地域貢献活動申告書（自社独自活動分）の原本（第14号）	▲	▲
		消防団員在籍状況確認書の原本（第15号）	▲	▲
健康保険被保険者証の写し、源泉徴収票の控え	▲	▲		
⑫	等級要件（技術者要件）確認表（第16号）	▲	▲	
	（添付書類）	合格証明書・資格者証の写し	▲	▲
		実務経験者名簿（経営事項審査用）※該当者有りの場合のみ	▲	▲
健康保険被保険者証の写し、源泉徴収票の控え	▲	▲		
⑬	合併等に関する申告書（第17号）	▲	▲	
	（添付書類）	合併・営業譲渡契約書の写し	▲	▲
⑭	新分野進出に関する申告書（第18号）	▲	▲	
	（添付書類）	定款又は商業登記簿謄本の写し、進出日や支出を証明する書類	▲	▲
⑮	建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し	○	○	
⑯	総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し	○	○	
⑰	県税納税証明書（全項目に未納がないことの証明）の写し	○	○	
⑱	消費税及び地方消費税納税証明書（その3関係）の写し	○	○	
⑲	社会保険への加入を証する書類、完納証明書 （写し可。経審結果通知書提出で社会保険「有」、「適用除外」の場合は不要）	△	△	
⑳	雇用保険への加入を証する書類、完納証明書 （写し可。経審結果通知書提出で雇用保険「有」、「適用除外」の場合は不要）	△	△	
㉑	個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（第19号）	○	○	
㉒	業態調書（資本関係・人的関係にある企業情報に関する書類）	○	○	
㉓	令和2・3年度入札参加資格審査結果通知書の写し	△	△	

※ ○＝全業種で必須、●＝格付5業種のみ必須、

△＝全業種で該当する場合のみ提出、▲格付5業種で該当する場合のみ提出

注) ▲の書類については、（様式第4-1号）で提出なし「×」の記入を行った場合、添付不要です。

5 申請書の綴じ方等

提出書類はすべてA4サイズとします。添付書類についてもすべてA4サイズに拡大・縮小コピーして提出してください。

上記「4 提出書類について」の一覧表の番号順に並べ、左側長辺に2か所穴を開けた上で、綴じ紐により綴じてください。

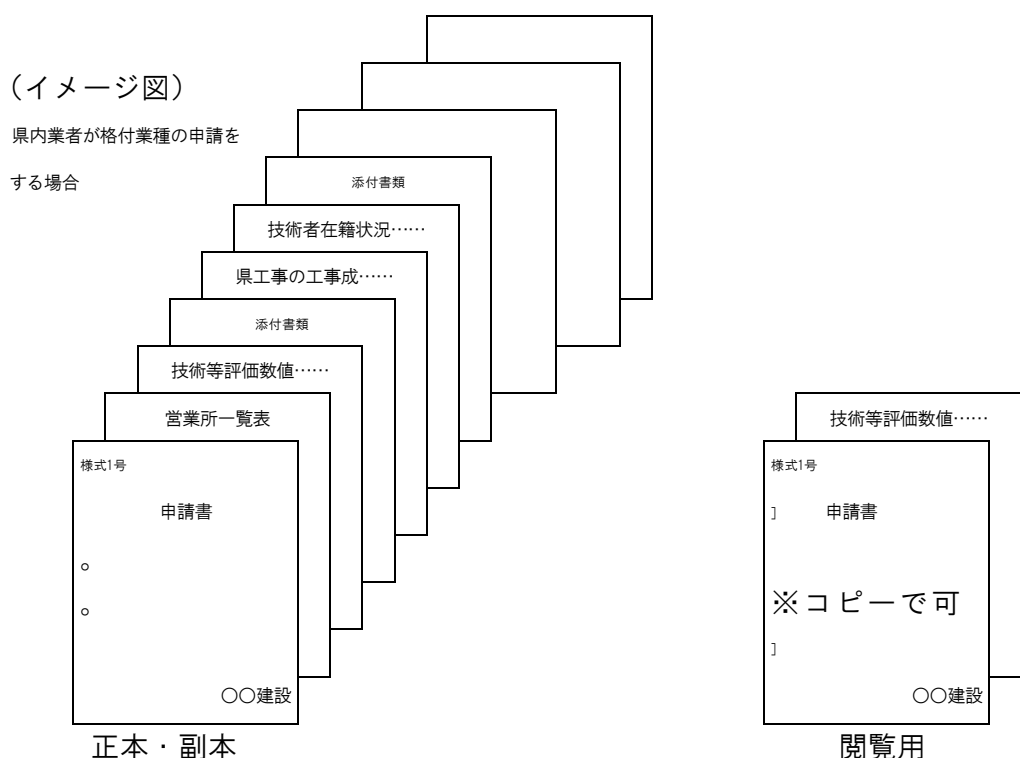
なお、ファイル等に綴じたり、ステープラー（ホッチキス）等で留めたりしないでください。

※ただし、閲覧用はステープラー（ホッチキス）で留めてください。

6 提出部数

正本 1部
副本 1部（副本は受付後に返却する。正本一式のコピーで可。）
閲覧用 1部（様式第1号及び様式第4-2号）一ホッチキス留め

※様式第4-2号は格付業種がある場合のみ、添付書類は不要



7 提出方法

受付場所へ持参又は郵送してください。

※ 郵送の場合の留意事項

① 封筒の表面に「入札参加資格審査申請書在中」と朱書きの上、書留又は簡易書留により送付してください。

※ 受付場所の住所は「9 問合せ先」をご確認ください。

② 上記「6 提出部数」の部数（正本1部、副本1部、閲覧用1部）を送付し、受付後の副本返送用の封筒を同封してください。（返信用封筒には、返送用切手（副本の返送が可能な金額）を貼付しておいてください。当方では郵送料は負担いたしかねます。）

③ 上記「2 受付期間及び受付場所」の期間中に送付してください。（受付期間中の消印があ

るもののみを有効とします。)

- ④ 書類不備等により入札参加資格の認定を受けられない場合があるので、郵送の際は、提出書類に漏れがないよう（漏れ等があった場合、入札参加資格は認定しません。）に特にご注意ください。

8 その他

- (1) 提出書類のうち、宮崎県で独自に様式を定めているものについては、県が示した様式を使用してください。指定様式以外を提出した場合は書類不備として取り扱うので注意してください。
なお、様式は宮崎県ホームページからダウンロードできます。

- (2) 会社パンフレットなど、必要提出書類以外の書類は提出しないでください。

- (3) 提出書類に記載された内容に明らかな誤りがある場合等、申請者に通知せず、職権で書類の訂正を行うことがあります。

(4) 申請書の閲覧

格付け5業種（土、建、電、管、舗）の入札参加資格審査の申請をする者については、「入札参加資格審査申請書（様式第1号）」及び「技術等評価数値確認総括表（様式第4-2号）」を、格付け5業種の申請をしない者については、「入札参加資格審査申請書（様式第1号）」を公衆の閲覧に供します。

閲覧開始時期は、入札参加資格の認定日以降とし、閲覧場所は県土整備部管理課閲覧室とする予定です。

9 問合せ先

宮崎県県土整備部管理課建設業審査担当

電話番号 0985-26-7176

(受付先の住所)

宮崎県県土整備部管理課 建設業審査担当	〒880-8501	宮崎市橘通東2-10-1
宮崎土木事務所 総務課	〒880-0805	宮崎市橘通東1-9-10
日南土木事務所 総務課	〒887-0031	日南市戸高1-12-1
串間土木事務所 総務課	〒888-0001	串間市大字西方8970
都城土木事務所 総務課	〒885-0024	都城市北原町24-21
小林土木事務所 総務課	〒886-0004	小林市細野367-2
高岡土木事務所 総務課	〒880-2221	宮崎市高岡町内山3100
西都土木事務所 総務課	〒881-0005	西都市大字三宅字下鶴9451
高鍋土木事務所 総務課	〒884-0002	児湯郡高鍋町大字北高鍋中須ノ三3870-1
日向土木事務所 総務課	〒883-0046	日向市中町2-14
延岡土木事務所 総務課	〒882-0872	延岡市愛宕町2-15
西臼杵支庁 総務課	〒882-1101	西臼杵郡高千穂町大字三田井22